

永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年3月27日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第8号

永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例

永平寺町議会委員会条例（平成18年永平寺町条例第156号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「建設課」の次に「、えい住支援課」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。